

日本遺産滞在型周遊観光音声ガイドホームページ開発業務委託仕様書

1 事業名

日本遺産滞在型周遊観光音声ガイドホームページ開発業務

2 趣旨・目的

令和2年度に日本遺産に認定されたストーリー「海を越えた鉄道 ～世界へつながる鉄路のキセキ～」(以下「認定ストーリー」という。)を構成する鉄道遺産などの文化財(以下「構成文化財」という。)が、滋賀県長浜市、福井県敦賀市・南越前町(以下「3市町」という。)に点在する。これらの構成文化財や認定ストーリーの魅力を伝える滞在型コンテンツ等の情報を、ゲートウェイ施設等で発信できるように整備し、地域内の周遊滞在の促進を図る。

3 業務期間

契約締結日から令和8年2月28日までとする。

4 業務内容

長浜市の鉄道スクエア、敦賀市の鉄道資料館、南越前町の今庄まちなみ情報館を拠点とした音声ガイドを聞くことができるホームページを開発する。ホームページについては上記3施設以外に、鉄道遺産の一部で、日本遺産の構成文化財にもなっている、3市町にまたがった13のトンネルについても解説するものとする。また、この音声ガイドは現地での使用を推奨とするため、トンネル群など一部電波が届かない場所でも利用することができるように工夫すること。企画や内容等の詳細については、受託者の提案を基に、協議のうえ決定する。

①整備内容

ア. 音声ガイドは、長浜鉄道スクエア、敦賀鉄道資料館、今庄まちなみ情報館の他に、柳ヶ瀬トンネル、小刀根トンネル、檜曲トンネル、葉原トンネル、鮎ヶ谷トンネル、曾路地谷トンネル、第一観音寺トンネル、第二観音寺トンネル、曲谷トンネル、芦谷トンネル、伊良谷トンネル、山中トンネル、湯尾トンネルの全16拠点とする。

イ. 上記拠点周辺であれば音声ガイドが使用できるようにすること。

ウ. 当ホームページで使用する音声について、当業務の中で制作すること。またその内容については、日本遺産に関連する滞在型コンテンツの魅力を十分に伝える内容とすること。

エ. ホームページの作成目的がより伝わるよう、意匠に工夫を凝らすこと。

オ. ホームページが活用され、周遊を促進するような取組について自由に提案

すること。

カ．音声ガイド以外にも構成文化財などの魅力を伝えるコンテンツを盛り込んだホームページにすること。

キ．その他、当地域の周遊意欲を促すような取組については自由提案とする。

②成果品

ア．状況報告書（写真等）

イ．当事業で使用、作成したデータ（動画、画像、文章など）一式

5 留意事項

- (1) 業務の実施については、発注者との打ち合わせの上、実施するものとする。
- (2) 業務を遂行する上で必要な資料や画像等は、原則、取材や撮影等により受託者において入手すること。ただし、発注者において提供可能な資料等がある場合は、必要に応じて随時貸与する。
- (3) 取材、撮影等にあたっては構成文化財所有者等と事前に調整をすること。
- (4) 受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知りえた機密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。
- (5) 成果品に係る一切の著作権は発注者に帰属するものとする。また、第三者が権利を有する著作権については、受託者が業務履行に関わるすべての著作物について利用許諾を得ることとし、そのために必要となる利用許諾契約手続きを代行し、利用許諾に必要な全費用を負担すること。
- (6) 成果品は、改訂等が予想されることから発注者及び発注者が業務委託する者が再編集することを認めること。また、別媒体への複製については、受託者の許諾なしに発注者が独自に行えるものとする。
- (7) 成果品の二次使用（他ホームページへの掲載等）を認めること。
- (8) 成果品の記載内容において、特許権等の法令に基づいて保護される第三者の権利が対象となっているものを使用した結果生じた責任については、受託者が負うものとする。
- (9) 発注者への成果品引き渡し日から起算して1年の間、成果物に瑕疵があるときは、受託者は、無償で当該成果品の補修を行うこと。
- (10) 本業務に関する仕様書及び契約書に明記されていない不測の事態が発生した場合は、発注者とその都度協議の上、決定する。
- (11) 当事業は国庫補助事業であるため、受託者への業務委託料等の支払いについては、国から発注者への補助金の支払いが完了した後に行うこととする。
- (12) ホームページの開設に伴い、寄せられた苦情等については、委託者へ報告し委託者が対応すること。

【日本遺産ロゴマーク】

※以下のいずれかを使用し、「日本遺産ロゴマークの使用マニュアル」を遵守すること

